

# 生涯学習センターの利用について

営利を目的とした団体・個人の利用や、金銭を集めて利用をする場合などは、**利用料金が 2.5 倍の利用に該当する場合があります**。申し込みは、**使用期日の属する月の 2 か月前の 15 日以降**からです。

生涯学習センターの利用に係るセルフチェックシートの内容で、確認します。

- 原則、利用申請ごとに利用料金 2.5 倍の利用に当てはまるかどうか確認させていただきます。ただし、継続的にセンターをご利用いただいている利用者さまは、セルフチェックシートの継続保管により、利用申請ごとの記入を省略することができます。

⇒グループの代表者の交代や活動内容に変更があった場合、随時セルフチェックシートの更新をお願いします。

⇒記入から相当期間経過した場合、セルフチェックシートの更新をお願いすることがあります。

## 【よくある質問】どんな費用を集めるときに、利用料金が 2.5 倍の利用になるの？

⇒どのような名称かではなく、費用の性格で判断します。

- ・会費……………グループに所属する特定の会員（メンバー）から徴収し、グループで管理し、グループ運営のために消費する費用のこと。
- ・原材料費……調理実習の食材や工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に確認できる費用のこと。
- ・会費と原材料以外の費用を徴収する場合、**利用料金が 2.5 倍の利用**となります。  
 ☆部屋代や講師謝金の弁償に充てるなど、利益を上げることが目的としていなくとも、不特定の来場者から金銭を募る場合、いかなる名称であっても利用料金が 2.5 倍の利用となります。  
 ☆資料代は、紙代に加え原稿料の性格をもった費用が含まれる場合があり、客観的な価格の判断が難しいため、原材料費には含みません。

## 利用料金が 2.5 倍になる法人一覧例（法人税法別表第 1 及び別表第 2 に掲げる法人以外）

|   |                |   |                  |   |                                              |
|---|----------------|---|------------------|---|----------------------------------------------|
| い | 一般財団法人(非営利型以外) | し | 社会保険労務士法人        | ち | 中小企業等協同組合(事業協同組合・連合会、事業協同小組合・連合会、信用協同組合・連合会) |
|   | 一般社団法人(非営利型以外) |   | 商工組合・連合会(出資)     |   |                                              |
|   | 医療法人(社会医療法人以外) |   | 商店街振興組合・連合会      |   |                                              |
| か | 株式会社           |   | 消費生活協同組合・連合会     | と | 投資法人                                         |
|   | 株式会社設立の学校      |   | 信用協同組合・連合会       |   | 特殊会社                                         |
|   | 監査法人           |   | 信用金庫・連合会         |   | 特定目的会社                                       |
| き | 共済水産業協同組合連合会   |   | 森林組合・連合会         |   | 土地家屋調査士法人                                    |
|   | 行政書士法人         | す | 水産加工業協同組合・連合会    |   | 特許業務法人                                       |
|   | 漁業協同組合・連合会     | せ | 生活衛生同業組合・連合会(出資) | な | 内航海運組合・連合会                                   |
|   | 漁業生産組合         |   | 生活衛生同業小組合        | の | 農業協働組合・連合会                                   |
| こ | 合資会社           |   | 生活協同組合・連合会       |   | 農事組合法人                                       |
|   | 合同会社           |   | 生産森林組合           |   | 農林中央金庫                                       |
|   | 合名会社           |   | 税理士法人            | へ | 弁護士法人                                        |
| し | 事業協同組合・連合会     |   | 船主相互保険組合         | ゆ | 有限会社                                         |
|   | 事業協同小組合・連合会    | そ | 相互会社             |   | 輸出組合(出資)                                     |
|   | 司法書士法人         | た | たばこ耕作組合          |   | 輸出水産業組合                                      |
|   |                |   |                  |   | 輸入組合(出資)                                     |
|   |                |   |                  | ろ | 労働金庫・連合会                                     |

# 生涯学習センターの利用に係るセルフチェックシート

Q1 団体の利用か、個人事業主の利用か

☐ 団体(グループ)→Q2へ

☐ 個人事業主→Q4へ

Q2 裏面の表に掲げる法人名義(法人別表第1及び第2に掲げる法人以外)で利用する

☐ はい→2.5倍の利用 ☐ いいえ→Q3へ

Q3 代表者または主宰者がセンターを利用した活動で収入を得ている、または主宰者が裏面に掲げる法人である

☐ はい→2.5倍の利用 ☐ いいえ→Q5へ

【代表者または主宰者がセンターを利用した活動で収入を得ている例】

- ① 講師が、会員(受講者)を募集し、会費や月謝等を集める場合
- ② 自主学习グループの形でも、講師や上部団体等が実質的な運営をしており、収入を得ている場合  
(自主学习グループ会員が、会計管理をしておらず、講師等が管理している等が該当します。)

Q4 個人事業主(個人で事業を行い収入を得ている者)が、センターで個人事業に関わる内容で利用する  
(例:私塾の講師による私塾、個人経営の従業員採用試験や面接、研修会など)

☐ はい→2.5倍の利用 ☐ いいえ→Q5へ

Q5 センターを利用した活動で参加者から金銭を集める

※前売り券など、館外で事前あるいは事後に金銭を授受する場合を含む

☐ 金銭を集める ☐ 金銭を集めない→Q6へ

- ☐ 特定の会員やメンバーから徴収している会費→Q6へ
- ☐ 参加者本人が消費・使用するものにあてる原材料費(資料代除く)→Q6へ
- ☐ 入場料、参加費、受講料、資料代など上記以外の全ての金銭→2.5倍の利用

Q6 センターを利用して実施する活動に付随して、以下のいずれかの行為を行う

- ・物品等の販売
- ・有償での役務の提供(例:有料講座や有料相談会や有料美術品鑑定等)
- ・特定の業界、会社、サービス、事業、商品の説明や宣伝など(事後、営利行為につながる活動)

☐ はい→2.5倍の利用 ☐ いいえ→一般利用

(ふりがな)

利用団体名:

(ふりがな)

代表者名:

代表者連絡先: (            -            -            )      (記入日      年      月      日)